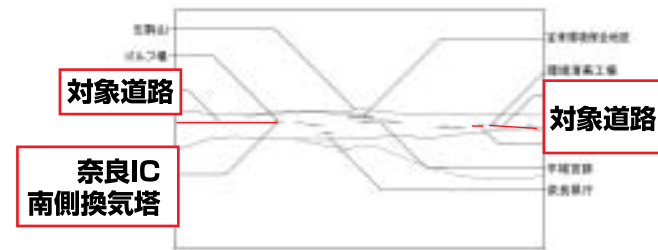


景 観

若 草 山



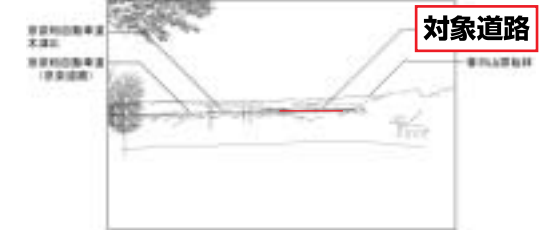
可視の程度は小さく、眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。



音 浄 ケ 谷 公 園 京 都 府 木 津 町



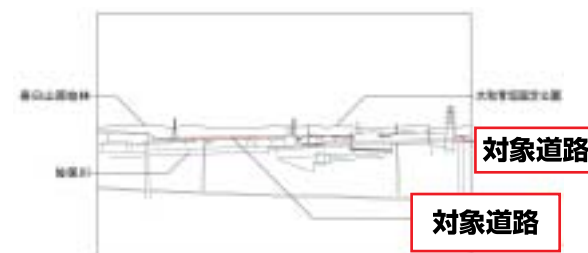
可視の程度は小さく、眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。



大 和 郡 山 市 九 条 公 園 ス ポ ー ツ セ ン タ ー



可視の程度は小さく、眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。



佐 保 川 水 辺 の 散 策 路 奈 良 市



南側換気塔及び奈良ICは、近景に位置し、景観資源である大和青垣国定公園の山々のスカイラインを切断することから、環境保全措置として、道路構造物及び換気塔の形式・デザイン・色彩の検討及び道路構造物及び換気塔の周辺において植栽を実施します。



※換気塔の形状については、事業実施段階において具体的設計を進める中で、土地利用に関する規制や土地利用状況等を踏まえ、周辺の景観とも調和するよう検討します。



景観

佐保川水辺の散策路 大和郡山市



現況



将来

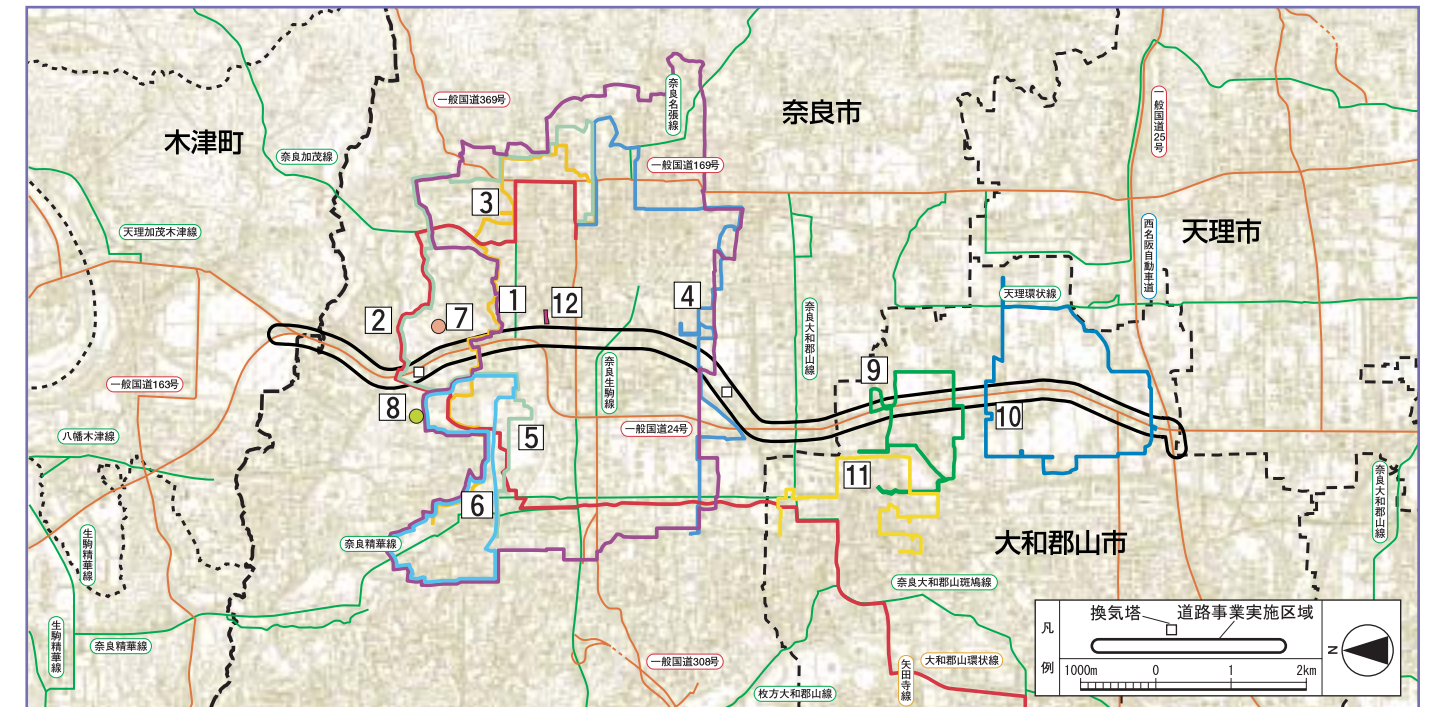
対象道路は近景に位置し、水平方向に目立ちやすくなっていることから、環境保全措置として、道路構造物の形式・デザイン・色彩の検討及び道路構造物の周辺において植栽を実施します。



対象道路

人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場は、道路事業実施区域から500m以内に存在する12箇所のルート等を対象として予測を行いました。



| 番号 | 記号 | 名称                  | 番号 | 記号 | 名称                 |
|----|----|---------------------|----|----|--------------------|
| 1  | —  | 歴史の道                | 7  | ●  | 黒髪山キャンプフィールド       |
| 2  | —  | 奈良自転車道              | 8  | ●  | 平城野外活動研修センター       |
| 3  | —  | 緑が結ぶ奈良の歴史と文化コース     | 9  | —  | 環境情報マップ 東部地区(北ルート) |
| 4  | —  | のどかなまちと田園の散歩コース     | 10 | —  | 環境情報マップ 東部地区(南ルート) |
| 5  | —  | 奈良盆地北縁の古社寺・古墳めぐりコース | 11 | —  | 環境情報マップ 北部地区(東ルート) |
| 6  | —  | 秋篠の里・佐紀路コース         | 12 | —  | 佐保川 水辺の楽校          |

奈良自転車道、歴史の道等の散策コースが対象道路と交差する箇所の一部で改変が生じますが、改変面積はわずかであり、自転車道及び散策コースの部分的付け替えを行い、機能を確認する計画としており、道路の存在及び工事の実施に係る場の改変、並びに道路の存在に係る利用性の変化は極めて小さいと予測されます。

また、その他の予測位置については、道路の存在及び工事の実施に係る場の改変、並びに道路の存在に係る利用性の変化はありません。



歴史の道



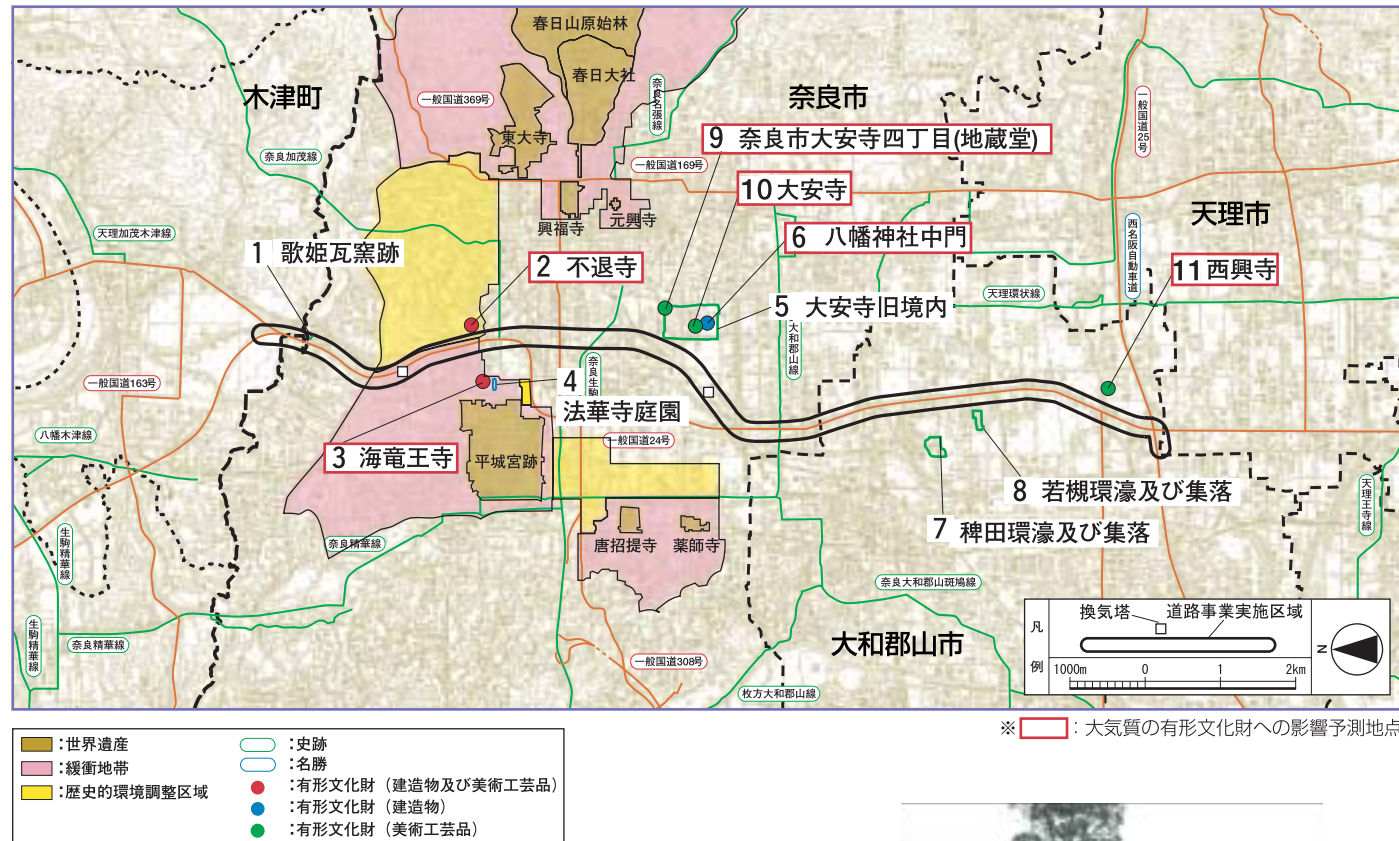
奈良自転車道



文化遺産

■文化財

文化財は、道路事業実施区域から500m以内に存在する11箇所を対象として予測を行いました。  
また、二酸化窒素及び二酸化硫黄による有形文化財の影響は、文化財の予測位置のうち、有形文化財が存在する6箇所を対象として予測を行いました。



①文化財の改変

道路の存在、工事施工ヤード及び工事用道路は、文化財を避けた位置に設置するため、文化財の改変はありません。

②文化財の雰囲気の変化

予測対象とした11箇所の文化財のうち、「歌姫瓦窯跡」は約1m離れた位置を対象道路が高架構造で通過することから、文化財の雰囲気の保護を目的として、道路構造物の形式・デザイン・色彩を検討します。



保全対象の歌姫瓦窯跡

③文化財への二酸化窒素、二酸化硫黄による影響

二酸化窒素及び二酸化硫黄による有形文化財への影響については、有形文化財は対象道路からいずれも約260m以上離れており、自動車の走行に係る二酸化窒素及び二酸化硫黄による有形文化財への影響は極めて小さいものと予測されます。

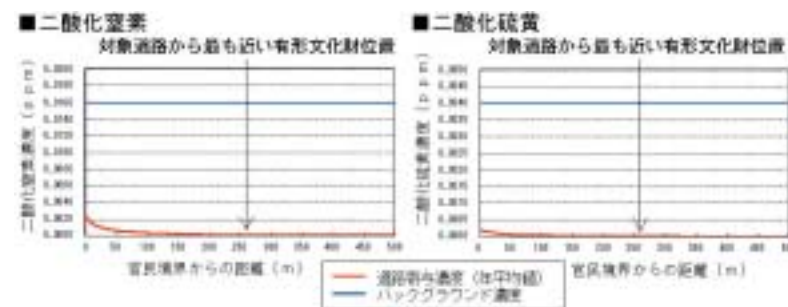
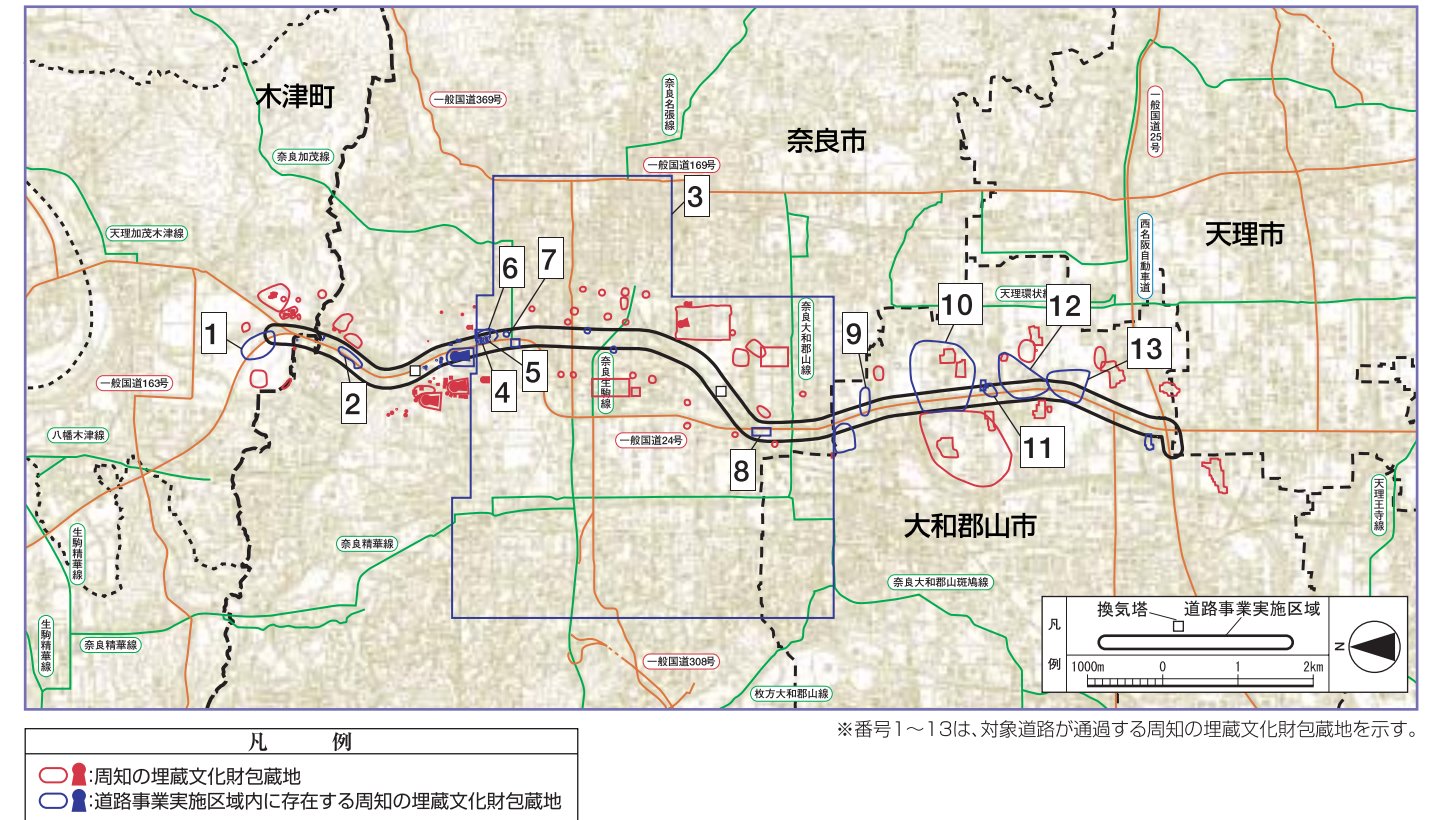


図:一般的な二酸化窒素濃度及び二酸化硫黄濃度の距離減衰性

■周知の埋蔵文化財包蔵地

周知の埋蔵文化財包蔵地は、道路事業実施区域に存在する33箇所を対象として予測を行いました。



道路事業実施区域に存在する33箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち平城京跡を含む13箇所について、工事の実施により周知の埋蔵文化財包蔵地を改変します。

| 番号 | 工事の実施により改変する周知の埋蔵文化財包蔵地 | 番号 | 工事の実施により改変する周知の埋蔵文化財包蔵地 |
|----|-------------------------|----|-------------------------|
| 1  | 弓田遺跡                    | 8  | 惣毫寺                     |
| 2  | 長谷遺跡                    | 9  | 蛸田上遺跡                   |
| 3  | 平城京跡                    | 10 | 美濃庄遺跡                   |
| 4  | 平塚第1古墳                  | 11 | 真言堂遺跡                   |
| 5  | 平塚第2古墳                  | 12 | 発志院遺跡                   |
| 6  | 名称未定(遺物散布地)             | 13 | 治道遺跡                    |
| 7  | 名称未定(土坑)                |    |                         |

環境保全措置

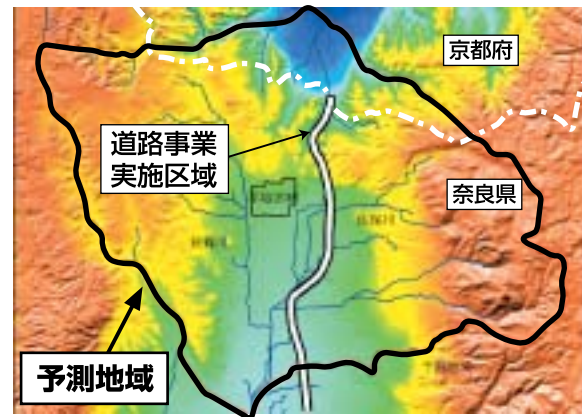
工事の実施にあたっては、関係機関と協議を行い、埋蔵文化財に関する発掘調査を行います。調査の結果を受けて、再度、関係機関と協議を行い、記録保存等の処置を講ずることにより、文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地における埋蔵文化財の保存に努めることができます。



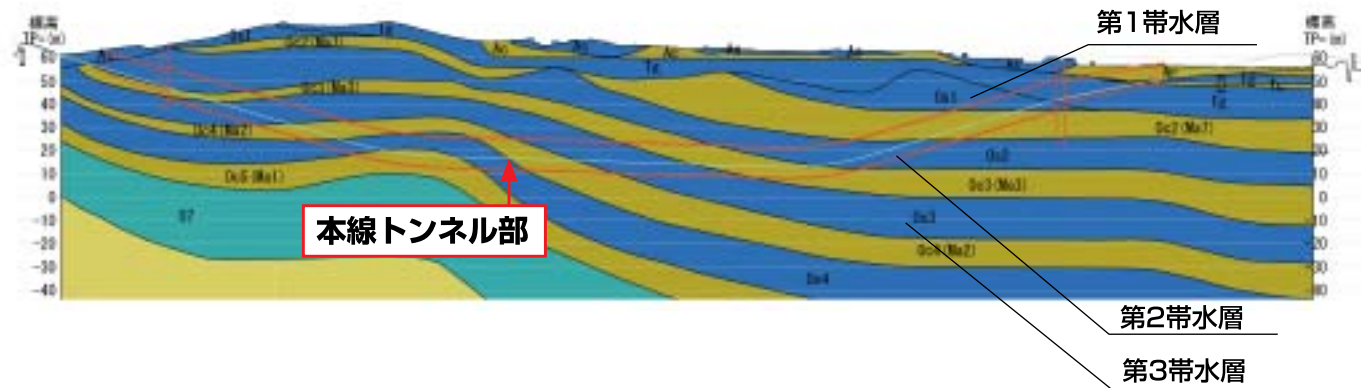
文化遺産

■地下水

地下水は、木簡などの地下埋蔵物が埋蔵されていると言われていた第1帯水層を対象として予測を行いました。



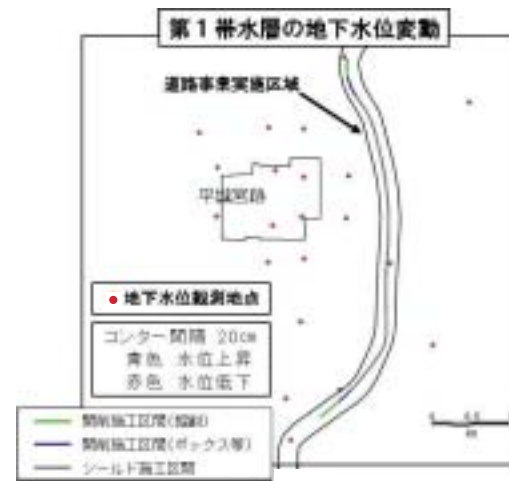
本線通過部の地質断面図



対象道路は、シールドトンネル構造を採用し、開削部には、工事中、完成後も流動保全工法を実施することとしています。

道路建設による第1帯水層の地下水位変動は数cm程度であり、季節変動(2000年~2004年の年間平均変動幅約81cm)より小さいため、地下水位変動への影響は極めて小さいと予測されます。

さらに、現在計測中である水位観測については、工事中、工事後も引き続き継続すること及び工事中における地下水位に異常な変動が発生した場合への対応として、事前の涵養池設置、緊急対応としての注水井設置を行うことにより、環境への影響に配慮します。

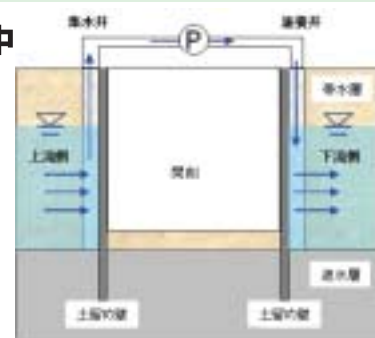


用語の解説

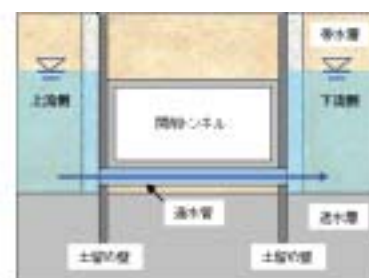
地下水流動保全工法

地下水流動保全工法は、構造物及び土留め壁により遮断される帯水層部分を地下水が流れる構造とし、現況の地下水流動状況を確認するため実施します。

工事中



完成後



廃棄物等

事業の実施に伴い発生する建設発生土については、事業内で極力再利用します。

トンネル工事等から発生する建設汚泥については、発生の抑制・減量化を行い可能な限り再利用するとともに、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、できる限り再資源化に努め、再利用、再資源化できないものについては、関係法令に基づいて適正に処理・処分します。

これらの建設副産物については、再利用・再資源化に努めることとします。

総合評価

本環境影響評価は、以下に示す14項目の調査、予測及び評価を行いました。

- ①大気質 ②強風による風害 ③騒音 ④振動 ⑤低周波音 ⑥地形及び地質 ⑦日照障害 ⑧動物 ⑨植物
- ⑩生態系 ⑪景観 ⑫人と自然との触れ合いの活動の場 ⑬文化遺産 ⑭廃棄物等

○予測の結果、「大気質」、「強風による風害」、「振動」、「低周波音」、「地形及び地質」、「日照障害」、「人と自然との触れ合いの活動の場」及び「廃棄物等」の8項目については、環境影響がない、もしくは環境影響の程度は極めて小さく、事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価します。

○「騒音」(自動車の走行、工事の実施)、「動物」・「植物」・「生態系」(道路の存在、工事の実施)、「景観」(道路の存在、換気塔の存在)、「文化遺産(文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地)」(道路の存在、工事の実施)は、必要な環境保全措置を実施することとし、環境影響の程度は極めて小さくなるものと考えられ、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価します。

○「動物」・「植物」・「生態系」(道路の存在、工事の実施)については、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合において、環境影響が著しいものとなるおそれがあるため、事後調査を実施し、専門家の指導・助言を得ながら適切な措置を講ずることとします。また、「文化遺産(地下水)」(道路の存在)についても、慎重に事業を進めるため、現在計測中である水位観測を工事中、工事後も引き続き継続します。



**本事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価しました。**

○本事業の実施において詳細な計画の検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行います。

○事業実施段階及び供用後の環境の状況や交通量等について、必要に応じて、関係機関と協力して適切に把握します。

○また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講ずることといたします。